

令和3年度第12回総会（月例）議事録

日 時	令和4年3月28日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入来 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （1名）	上四元 正昭
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、小山田、東、今吉、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（特別滞納整理課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>また、本日は傍聴者が1名いらっしゃいますのでご報告いたします。 傍聴人におかれましては、鹿児島市農業委員会会議規程第11条の規定に基づき、定められた場所で傍聴し、議長の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、福永委員、堀之内委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 9 件	
議 長	<p>それでは、議題 1 . 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉野、15 番委員お願いします。</p>
15 番委員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：労力不足、譲受理由：リハビリ農園、権利の種別：所有権移転、売買。 この件につきまして、補足してご説明申し上げます。 譲受人は、申請地近くで、病院や介護老人保健施設等、複数事業所を運営する医療法人でございます。 申請地は、障害のある施設利用者の自立訓練施設の目の前に位置した場所であり、農作業活動や農産物栽培等を通じて、日中活動の充実、自信の向上や生きがいの創出等を図ることを目的に、就労支援事業を行うものであることから、農地法の不許可の例外規定、施行令第 2 条第 1 項第 1 号八に該当するため、農地を取得することができるかと判断したところでございます。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、12 番委員お願いします。</p>
12 番委員	<p>ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、19 番委員お願いします。</p>
19 番委員	<p>ご報告します。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、16 番委員お願いします。</p>
16 番委員	<p>ご報告します。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3 番委員お願いします。</p>

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号1号は、農地法施行令第2条第1項第1号八の不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2 . 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>3ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号2号及び松元の番号3号、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」松元の番号25号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅2棟121.48㎡、庭敷地等348.52㎡、変更後：建売住宅2棟151.36㎡、庭敷地等318.64㎡、申請事由：当初の計画では、2階建ての建売住宅2棟を建築する予定であったが、事業計画の変更により2棟のうち1棟を平屋建てとするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年4月19日、許可番号：農委第02225-69号。</p> <p>4条許可申請の番号2と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>4ページです。</p> <p>番号2号、用途・施設：建売住宅1棟87.60㎡、庭敷地等147.40㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・南...他人畑、西...宅地、北...農道、境界...ブロック積壁、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、変更前：資材置場1,700.00㎡、変更後：ヘリポート用地7,464.00㎡、申請事由：資材置場で転用したが、自社のヘリポート用地として事業計画変更するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年4月28日、許可番号：農委第0285-35号。</p> <p>4条許可申請の番号3、5条許可申請の番号25と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>4ページです。</p> <p>番号3号、用途・施設：離着陸場217.50㎡、車路191.25㎡、格納庫1棟178.86㎡、鑑賞地6,876.39㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...市道、西・南...里道、北...山林、境界...土留、雨水...浸透柵。</p> <p>11ページです。</p> <p>番号25号、用途・施設：離着陸場217.50㎡、車路191.25㎡、格納庫1棟178.86㎡、鑑賞地6,876.39㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...市道、西・南...里道、北...山林、境界...土留、雨水...浸透柵、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明を行います。</p>

松元支局	<p>只今の件につきまして、補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.2kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請者は、市内で建設業を営む法人です。</p> <p>九州管内に新たに、2つの営業所を開設する予定で、業務多忙になることから、現在は、自社ヘリの保管所及び離着陸場として、鹿児島空港を利用していますが、移動時間短縮のため、自社に近い申請地をヘリ保管所及び離着陸場として、利用しようとするものです。</p> <p>4条申請地である1,700㎡については、令和3年4月総会において、資材置場への転用について審議し、許可を行っておりますが、今回、5条申請地と近隣の山林と一体利用する計画変更を行い、総面積7,464㎡をヘリコプター利用に伴う離着陸場として、転用しようとするものです。</p> <p>申請農地は、3筆で総面積は5,037㎡です。</p> <p>利用計画では、離着陸場として217.50㎡、車路として191.25㎡、格納庫1棟として178.86㎡、また、防音・防風のための周囲を緩衝地として6,876.39㎡の申請地全てを利用する予定です。</p> <p>離着陸場として使用するため、各関係機関等との協議・許可につきましては、管轄である関西空港事務所と協議済みであり、運行・使用に係る、許可証等は、すべて交付されております。</p> <p>また、鹿児島市環境保全条例第17条第1項の規定による、公害事前防止協議についても、協議が済んでいることを確認しております。</p> <p>図面で説明します。</p> <p>周りは山林があります。周りは緩衝地になります。Hの14m、14mのここが離着陸場になります。それから、11m、11mの格納庫になります。ヘリコプターにつきましては、西から南の方に離着陸します。長さとしましては、南から北に向かって、大体80m、幅60mあります。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
------	---

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号2、3号及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号25号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、一体として利用する第4条の番号3号と第5条の番号25号の転用面積の合計が3,000㎡を超えるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>4ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山及び松元の各1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場165.00㎡、貸車両置場80.00㎡、通路68.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...市道、西...他人畑、南...里道、北...本人畑、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3 . 農地法第5条許可申請に関する件 5 ページ～12 ページ 26 件	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の25件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟49.68㎡、庭敷地等259.22㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・南...他人田、西...他人田、宅地、北...里道、宅地、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟103.09㎡、庭敷地等258.91㎡、東...宅地、他人畑、西...里道、南...県道、里道、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...県道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟96.05㎡、庭敷地等202.64㎡、東...市道、西・北...宅地、南...他人畑、境界...ブロック積、土留、雨水...県道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟105.06㎡、庭敷地等245.86㎡、東...雑種地、西・南...宅地、北...農道、雑種地、境界...土留、コンクリート擁壁、ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟90.26㎡、庭敷地等209.74㎡、東...渡人畑、西...里道、南...市道、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、建売住宅1棟62.65㎡、庭敷地等380.71㎡、東...他人畑、西...宅地、南...農道、北...山林、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、建売住宅2棟132.26㎡、庭敷地等365.74㎡、東...河川管理道路、西...他人田、南...市道、北...他人田、渡人田、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、河川放流、汚水...公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、事務所1棟49.32㎡、駐車場62.50㎡、資材置場41.44㎡、通路50.16㎡、転回場等106.58㎡、東...市道、西・北...宅地、南...雑種地、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、クヌギ175本1,014.00㎡、東...市道、西...他人畑、山林、南...雑種地、北...宅地、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟100.82㎡、庭敷地等273.44㎡、東...渡人田、他人田、西...他人田、南...渡人田、北...農道、他人田、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、土捨場1, 609.00㎡、東...私道、西・北...他人畑、南...市道、境界...土留、雨水...自然流下、使用貸借権。</p> <p>番号12号、住家1棟66.24㎡、庭敷地等305.76㎡、東・北...宅地、西...市道、南...渡人畑、水路、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、店舗付住宅1棟85.85㎡、庭敷地等406.15㎡、東...市道、西...渡人畑、南...水路、宅地、渡人畑、北...他人畑、宅地、境界...ブロック積、土留、フェンス、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、住家1棟116.87㎡、庭敷地等429.78㎡、東...宅地、貸人畑、西...里道、南...貸人畑、北...私道、県道、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、土留、雨水...私道側溝、県道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、桜島、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、農家住宅1棟132.67㎡、農業用倉庫1棟50.40㎡、庭敷地等509.93㎡、東...原野、西・南...市道、北...宅地、他人畑、境界...ブロック積、雨水...自然流下、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、桜島支所から南西に約1.9kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>申請人は、申請地の近隣に両親と同居しているミカン農家です。今回、親元から独立することになったことから、申請地を取得し、自己住宅及び農業用倉庫を建築する計画です。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、16番委員お願いします。

16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、法面242.00m²、東...貸人畑、西...山林、雑種地、南...山林、北...雑種地、境界...排水溝、雨水...河川放流、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から北西に約5.2kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、今回の申請は、隣接する資材置場の機能保持のため、法面部分として利用することから、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>なお、貸人は令和3年3月に第3条許可を受け対象農地の1筆を取得いたしました。今回申請のなされた部分につきましては、農地の法面部分であり実際の耕作面積に影響はない旨の理由書が添付されています。</p> <p>番号17号、貸駐車場103.68m²、転回場等180.32m²、東...国道、西...鉄道用地、南...宅地、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、住家1棟100.50m²、庭敷地等158.50m²、東・西...私道、南・北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...私道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、太陽光発電488.96m²、通路等516.04m²、東・北...市道、西...水路、南...他人田、境界...防護柵、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南へ約3.6kmに位置する第2種農地の500m以内農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル252枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統連係に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、建売住宅2棟164.37㎡、庭敷地等591.63㎡、東...宅地、西...宅地、渡人畑、南...里道、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21、建売住宅4棟220.25㎡、通路61.56㎡、庭敷地等617.19㎡、東...宅地、西...里道、南...市道、北...宅地、他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買</p> <p>番号22号、クヌギ110本767.00㎡、東...市道、西...他人畑、山林、南...雑種地、北...宅地、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号23号、建売住宅1棟60.03㎡、庭敷地等206.97㎡、東...雑種地、西・北...他人畑、南...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号24号、建売住宅1棟46.37㎡、庭敷地等217.63㎡、東...私道、西...里道、南...宅地、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...私道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号26号、資材置場144.00㎡、法面267.87㎡、転回場等478.13㎡、東...他人田、西...市道、南...水路、北...他人田、河川、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号15、16号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	番号16ですが、現況地目が畑となっておりますが、法面状況の中での畑になるのですか。それとも平地の畑を法面にすることなのでしょうか。
喜 入 支 局	<p>申請地は、畑がありまして、法面部分があって、その下が境界になっております。その境界から法面部分の所を、今回転用申請が出たところです。</p> <p>以上です。</p>

9 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」25件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号15、16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4 . 非農地認定に関する件 13ページ～14ページ 5件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、54年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：住家2棟、うち1棟、42年経過、うち1棟、46年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：2705-2：コサン竹・雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。2719-1、2720-1：孟宗竹・雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する件」５件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題６．農用地利用集積計画に関する件 １５ページ～６６ページ ９４件</p>	
議 長	<p>次に、議題６．「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 ２３ページ、番号１５、１６号につきましては、１２番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、１２番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、１２番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（１２番委員離席後）</p> <p>それでは、番号１５、１６号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 ２３ページをご覧ください。</p> <p>番号１５号、地目：畑、面積１，３２９．００㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間３年、区分：新規。</p> <p>番号１６号、地目：畑、面積２，３１０．００㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間３年、区分：更新。</p> <p>令和４年３月３１日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号15、16号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(12番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの92件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の15ページをご覧ください。 「議案第6号」令和4年3月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。 賃借権49件、70筆、69,828.00㎡。使用貸借権45件、87筆、69,081.00㎡。合計94件、157筆、138,909.01㎡です。 議案書の16ページから66ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、55ページから66ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、喜入、16番委員をお願いします。</p>

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3．変更後の用途、一般住宅</p> <p>4．現況、申出地は、喜入旧麓地区にあり、喜入支所から南西へ約1.0kmに位置し、東側は私道、西側は他人畑、南側は農道、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5．意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1 . 法務局から照会のあった農地等の現況について 67ページ～68ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。67ページです。 照会日：令和4年2月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年3月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	報告します。68ページです。 照会日：令和4年2月22日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年3月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2 . 鹿児島市長（特別滞納整理課）から照会のあった農地等の現況について 69ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「鹿児島市長（特別滞納整理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	報告します。69ページです。 照会日：令和4年3月8日、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況農地である。 処理状況：買受適格証明書を有する者に限る。令和4年3月16日 鹿児島市長へ報告済。
3 . 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 70ページ～71ページ 5件	
議 長	報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	<p>70ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は5件です。</p> <p>登記地目別では、田13筆、6,986.00㎡、畑17筆、6,670.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が5件。権利の種別は、所有権が5件。農業委員会によるあっせん等は、無が5件となっております。</p> <p>71ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>4 . 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</p> <p>72ページ~81ページ 31件</p>	
事 務 局	<p>72ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に共同住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、駐車場が4件、その他が2件、共同住宅が1件、合計28件となっております。</p> <p>73ページは、4条関係3件、74ページから81ページは、5条関係28件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>5 . 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</p> <p>82ページ~83ページ 3件</p>	
事 務 局	<p>82から83ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山地区で、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6 . 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</p> <p>別冊資料3</p>	
議 長	<p>報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>報告事項6 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の1月分については、訪問戸数83戸、うち不在23戸、調査回答戸数63戸、貸出希望3戸66.27アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数5,822戸、うち不在624戸、調査回答戸数5,332戸、貸出希望284戸6,057.32アール、借入希望54戸2,221.00アール、貸出実績16戸230.67アール、借入実績11戸225.87アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p> <p>ここで、皆様にご案内します。4月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動がございました。事務局より紹介をお願いします。</p> <p>(異動職員紹介後)</p> <p>また、喜入支局の今吉支局主任、伊敷支局の水口主任、吉田支局の山本主任におかれましては、3月末をもって退職されることになっております。それぞれ一言ご挨拶をいただきたいと思えます。</p> <p>まず、今吉支局主任よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(今吉支局主任挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、伊敷支局の水口主任よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(水口主任挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、吉田支局の山本主任よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(山本主任挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。長い間、市政に尽力いただき大変お疲れ様でした。</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事務局</p>	<p>・令和4年度第1回総会（月例）開催日時は、 4月28日（木）午後2時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>総会終了後、令和3年度鹿児島県農業委員会大会、永年勤続農業委員及び農地 利用最適化推進委員の表彰式を行いますので、しばらくそのままお待ち下さい。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時55分）</p>